

第186回国会(常会) 平成26年1月24日～平成26年6月22日で成立した宅地建物取引関連の主な法律

法律名	所管	成立日	公布日	施行日	備考	参照資料
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	国土交通省	平成26年 5月14日	平成26年 5月21日	公布から3月以内	住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、立地適正化計画に記載された居住に関連する誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等の所要の措置を講ずる。	資料1
宅地建物取引業法の一部を改正する法律	国土交通省	平成26年 6月18日	平成26年6月25日	公布から1年以内	宅地建物取引業の業務の適正な実施を確保するため、宅地建物取引主任者の名称を宅地建物取引士という名称に変更するとともに、宅地建物取引士の業務処理の原則、従業者への必要な教育を行うよう努める宅地建物取引業者の義務、宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引士の登録に係る欠格事由として暴力団員等であることの追加等を行う。	資料2
建築基準法の一部を改正する法律	国土交通省	平成26年 5月29日	平成26年 6月 4日	公布から1年以内 (一部規定は当該各号に定める日から施行)	より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するため、構造計算適合性判定の対象となる建築物の範囲の見直し、木造建築物に係る制限の合理化、建築物等についての国の調査権限の創設、容積率制限の合理化等の所要の措置を講ずる。	資料3
マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律	国土交通省	平成26年 6月18日	平成26年6月25日	公布から6月以内	地震に対する安全性が確保されていないマンションの建替え等の円滑化を図るため、マンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度を創設する等の所要の措置を講ずる。	資料4